

令和元年度事業概要

(2019年度)



武蔵野市男女平等推進拠点
武蔵野市立男女平等推進センター

目 次

I. 施設概要	
1. 概要	2
2. 利用案内	2
3. 施設利用状況	3
II. 事業概要	
1. 実施事業一覧	4～5
2. 男女平等推進施策	6～17
○第四次男女平等推進計画	
○性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言 レインボー ムサシノシ宣言	
○男女平等推進審議会	
○男女平等推進センター主催事業	
○男女共同参画週間事業	
○女性に対する暴力をなくす運動事業	
○男女平等庁内推進会議	
○男女平等職員研修	
○男女平等推進センター企画運営委員会	
3. 情報収集・発信	17～20
○パネル展示他	
○男女平等推進情報誌『まなこ』	
○図書・収集資料関連	
4. 団体活動支援	20
○男女平等推進団体補助金事業	
○男女平等推進団体交流会	
5. 相談	21
6. 調査研究	22
○武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会	
III. 資料	
○武蔵野市男女共同参画推進団体一覧	23
○武蔵野市男女共同参画推進団体要綱	23
○武蔵野市男女平等の推進に関する条例	24～28
○沿革	29～31

I. 施設概要

1. 概要

名称 武蔵野市立男女平等推進センター ヒューマンあい

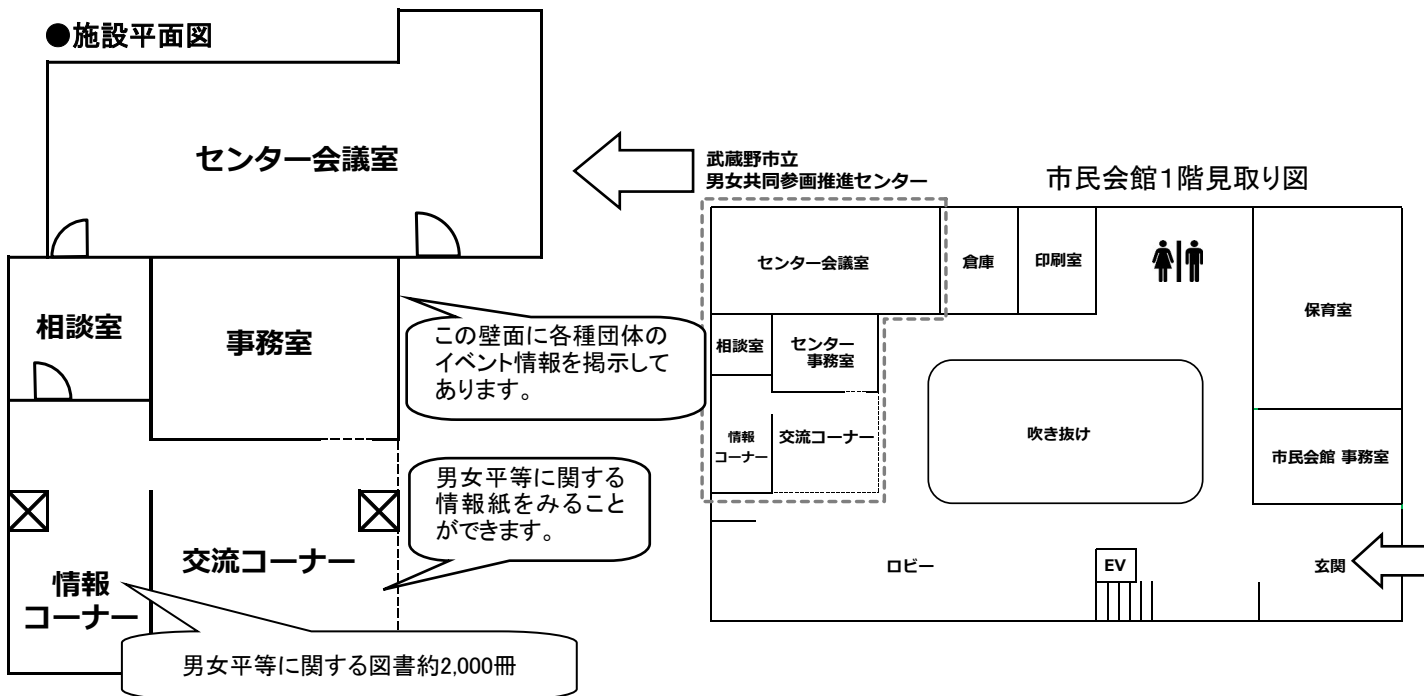
所在地 東京都武蔵野市境2-3-7 市民会館1階

目的 男女平等社会のまちづくりの実現を目指す武蔵野市の拠点施設として、情報発信や学習、交流の促進を行います。

開設年月日 1998(平成10)年11月1日

移転年月日 2016(平成28)年10月1日

占有面積 159㎡



2. 利用案内

開館時間 9:00~22:00

休館日 木曜日・12月29日~1月3日

●施設名・定員・設備等

施設名	定員	設備と機能
①情報コーナー		男女平等関連図書、雑誌、情報誌、行政資料の閲覧と貸し出し
②交流コーナー	8名程度	学習や読書、打ち合わせ等に利用できるオープンスペース
③掲示コーナー		国・地方自治体・市内及び各地の団体・グループ・個人のお知らせや催し物などの案内を掲示してあります。
④相談室(21ページ参照)	4名	専門相談員と相談室での面談または電話で相談することができます。
⑤会議室	38名程度	市民、市民団体等の会合やセミナーなど活動の場として使用できます。
⑥印刷機(市民会館)		男女平等推進登録団体の活動に必要な印刷ができます。
⑦団体活動用ロッカー		男女平等推進登録団体の活動に必要な物品等の保管ができます。

*①~⑤はどなたでも利用できます。⑥⑦は武蔵野市の男女平等推進に寄与する団体に限ります。詳細は当センターまでお問い合わせください。

●会議室利用案内

利用できる人 市内在住、在勤、在学、市民団体(市民を含む団体)

利用時間と使用料	午前 9時～12時	800円
	午後 13時～17時	1,200円
	夜間 18時～22時	1,400円
	全日 9時～22時	2,800円

利用規定 会議室を利用できるのは、構成員が5人以上で、原則として2分の1以上が武蔵野市に在住・在勤・または在学している営利を目的としない団体です。個人の場合は、5人以上のかつ、半数以上が市内在住・在勤・在学であることが必要です。

内容		予約期間	使用料
①	男女平等社会の実現に向けて活動する市民または市民団体が、男女平等の推進を目的として使用する場合	使用する月の2か月前の初日から使用日の前日まで	半額
②	①以外の市民又は市民団体が使用する場合	使用する月の2か月前の20日から使用日の前日まで	全額 (社会教育関係団体、公益的団体は半額)
③	①・②以外の人が使用する場合 (営利活動と認められるものは使用できません)	使用する月の1か月前の初日から使用日の前日まで	全額

予約申込 センター窓口で申込申請書に記入後、使用料をお支払いください。申請は、午前9時から午後8時まで受け付けます。会議室の空き状況は、電話でもお問い合わせいただけます。当日の受付はできません。

●コピー機・印刷機・ロッカー利用案内

《コピー機》 同じフロアーの市民会館印刷室にあります。(有料 1枚10円 用紙 B5 A4 B4 A3)

《印刷機》 市民会館印刷室にあります。武蔵野市男女平等推進団体は割引料金で利用できます。最大A3を印刷することができます。用紙は持ち込みで、製版1回につき50円 印刷枚数100枚まで50円、それ以上は100枚ごとに50円プラスです。

《ロッカー》 武蔵野市男女平等推進団体として登録された団体が無料で1年間使用できます。令和元年度は5団体でした。

3. 施設利用状況

(1) 令和元年度月別利用人数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
会議室	240	303	251	298	362	362	479	448	321	343	373	21	3,801
情報交流コーナー	96	104	96	121	150	123	157	148	115	158	152	8	1,428
合計	336	407	347	419	512	485	636	596	436	501	525	29	5,229

(2) 令和元年度月別開館日数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開館日数	26	26	26	27	26	26	26	26	24	24	25	27	309

II. 事業概要

1. 令和元年(平成31年)度 実施事業一覧

事業名	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
講座		19日(金)・26日(金) また働きたいあなた へ女性のための再 就職ナビ	17日(金) 転妻カフェinむさしの 31日(金) 第1回シングルマ ザー座談会			10日(土) パパとつこう！おい しいランチ	27日(金) 講座「子育てがラク になる女性学&コ ミュニケーション講 座」 28日(土) 第2回シングルマ ザー座談会 28日(土) 「そして父になる」上 映会とトークカフェ
イベント 等				15日(土)~30日(日) 男女共同参画フォー ラム 武蔵野プレイ ス・スイングホール・ 市民会館 《パネル展示》 10日(月)~14日(金) 市役所ロビー 18日(火)~24日(月) 武蔵野プレイスギャ ラリー		9日(金)・10日(土) インターンシップの 受入	
男女平等 推進審議会							10日(火) 男女平等 推進審議会①
まなこ					106号発行		
男女平等推 進センター 企画運営委 員会			13日(月) 企画運営委員会①	3日(月) 企画運営委員会②	9日(火) 企画運営委員会③		17日(火) 企画運営委員会④
事務関係		14日(日)~ 新刊図書展示					

10月	11月	12月	1月	2月	3月
4日(金)・11日(金) 講座「子育てがラクになる女性学&コミュニケーション講座」	4日(月)・17日(日) 「育休ママ・パパのための」の職場復帰応援セミナー」	21日(土) 女性のための離婚に関する無料法律相談会	24日(金) 転妻カフェinむさしの 31日(金) 文章カトレーニング講座～的確に伝えるコツを学ぼう～	7日・14日・28日(金) 文章カトレーニング講座～的確に伝えるコツを学ぼう～ (第4回中止)	8日(日) ハタラクカイギ2020「60歳からの、ワーク&ライフ充実術！」 (中止)
20日(日) 源氏物語を読む～「宇治十帖」が意味するものとは～	12日(火) パープルニット・カフェ				8日(日) 子どもたちに平等な未来を！～医大の女子学生入学差別を一例に～(中止)
29日(火) 「その恋本当に大丈夫？」デートDV出前講座@成蹊大学	23日(土) 女性のための法律知識				29日(日) 母と娘のちょうどよい距離感を考える (中止)
9日(水) むさしのにじいろ電話相談開始(以降毎月第2水曜日)	≪女性に対する暴力をなくす運動パネル展≫ 1日(金)～8日(金) プレイスギャラリー	1日(日) 男女平等推進団体研修・交流会			
18日(金)～23日(水) 市民会館文化祭センター紹介パネル展示	11日(月)～20日(水) 市民会館ロビー				
25日(金)～27日(日) 東京ウィメンズプラザフォーラムパネル展示	≪関連図書展示≫ 1日(金)～12月3日(火) 中央図書館・吉祥寺図書館・武蔵野プレイスギャラリー				
26日(土) 子育てフェスティバルセンターの活動紹介とミニ講座「産後の女性のココロとカラダ」	≪パープルライトアップ≫ 12日(火)～25日(水)				
29日(火) 職員研修「レインボームサシノシ宣言」	16日(土) 女性首長によるびじょんネットワーク@東商グランドホール				
15日(火) 男女平等推進審議会②		12日(木) 男女平等推進審議会③	23日(水) 男女平等推進審議会④		
	107号発行				108号発行
15日(火) 企画運営委員会⑤	19日(火) 企画運営委員会⑥	17日(火) 企画運営委員会⑦	21日(火) 企画運営委員会⑧	18日(火) 企画運営委員会⑨	17日(火) 企画運営委員会⑩
15日(火)～ 新刊図書展示			26日(金)～ テーマ別図書展示 「多様な性～多様な性を生きる人たち～」		1日(日)～ 図書整理 2日(月)～ コロナ禍による休館(5月31日まで)

2. 男女平等推進施策

○武蔵野市第四次男女平等推進計画 期間:令和元(2019)年度から令和5(2023)年度

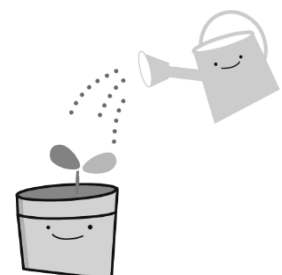
「すべての人が、互いに人権を尊重し性別等にかかわらずいきいきと暮らせるまちづくり」

本市では、平成29(2017)年3月に施行した「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」に基づき、武蔵野市男女平等推進審議会が男女平等施策の推進状況評価を行うことにより、課題を明らかにしながら事業を推進してきました。しかし、社会慣行や政治の場などにおける男女の不平等感を感じている人は依然として多く、性別役割分担意識や男女間の賃金格差などの問題が根強く残っています。

このことから、「すべての人が、互いの人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまち」の実現を目指し、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、第四次男女平等推進計画を策定しました。



▲HPから閲覧できます。



○性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言 レインボー ムサシノシ宣言

武蔵野市では、「すべてのひとが、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまち」を目指し、「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」に向け、次の取り組みを行っていきます。

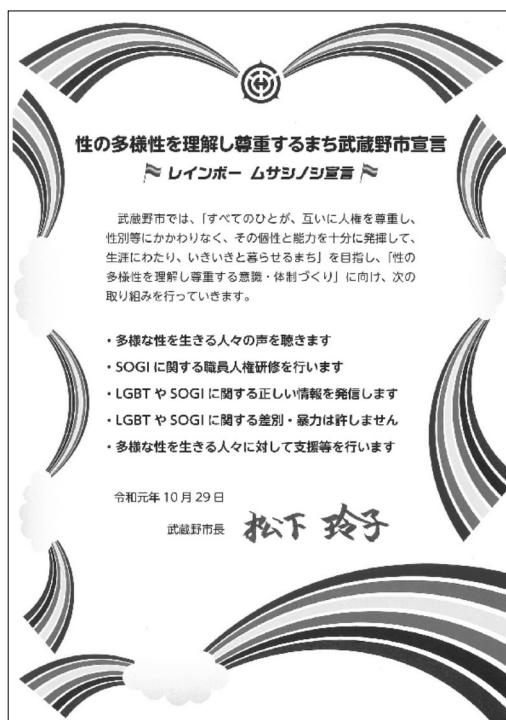
- ◇ 多様な性を生きる人々の声を聴きます。
- ◇ SOGIに関する職員人権研修を行います。
- ◇ LGBTやSOGIに関する正しい情報を発信します。
- ◇ LGBTやSOGIに関する差別・暴力は許しません。
- ◇ 多様な性を生きる人々に対して支援等を行います。

令和元年10月29日

武蔵野市長 松下玲子



▲10/29に行われた職員研修にて



▲研修受講者へお渡ししている、レインボームサシノシ宣言ピンバッジ。

《用語解説》

※「性別等」とは・・・

人間の性には、からだの性や心の性、恋愛感情がいずれの性別に向かうか、など多様な性があります。この宣言では、「性別等」という表現で、男女の別だけではない多様な性のあり方を表しています。

※SOGIとは・・・

Sexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の頭文字をとった、人の属性を表す略称です。LGBTが特定の人を表すのに対し、異性愛の人も含めすべての人が持っている属性を表現しています。市ではSOGIをすべての人の人権の課題として捉えています。

※LGBTとは・・・

多様な性を生きる人々のうち、代表的な4つの枠組みを表す表現の頭文字を組み合わせた言葉です。

Lesbian＝レズビアン(女性同性愛者)、
Gay＝ゲイ(男性同性愛者)、
Bisexual＝バイセクシャル(両性愛者)
Transgender＝トランスジェンダー(身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人)

この他にも、自分の性が分からない・決めたくないという人、どのような性の人にも恋愛感情や性的関心を抱かない人や反対に相手の性別を問わない人等、さまざまな人がいます。

X-gender＝エックスジェンダー(女性でも男性でもないという認識の人)

Questioning＝クエスチョニング(性自認や性指向が定まっていない人)

Asexual＝アセクシュアル(同性も異性も恋愛対象ではない人)

・・・その他にも多様な性を生きる人がいます。

○男女平等推進審議会

男女平等の推進について調査し、審議する目的で、学識経験者や公募市民11名以内で設置された審議会

任期:平成31年4月1日～令和3年3月31日

敬称略・五十音順

	氏名	主な職歴・所属	区分
	伊藤 隆子	武蔵野硝子株式会社代表取締役	事業所関係
	大田 静香	武蔵野市助産師会会長	保健・医療
	小澤 泰斗	武蔵野市教育委員会統括指導主事	学校教育
◎●	権丈 英子	亜細亜大学副学長	学識
○●	小林 智子	弁護士(かえで通り法律事務所)	弁護士
	高木 紀子	公募委員(緑町在住)	公募市民
	竹内 寿恵子	むさしの男女平等推進市民協議会会長	市民団体
	武田 謙吾	公募委員(桜堤在住)	公募市民
	中村 敏子	特定非営利活動法人 女性のスペース結 副代表理事	相談関係
●	三上 義樹	高齢者介護総合福祉施設緑寿園 緑寿園ケアセンター 施設長	福祉関係
	渡辺 大輔	埼玉大学基盤教育研究センター 准教授	学識

◎会長・○副会長・●武蔵野市男女平等に関する苦情処理委員会兼任

開催日	場所	主な会議内容等
令和元年 9月10日	市役所西棟 111会議室	審議予定、数値目標進捗状況、第三次男女共同参画計画事業実績及び第四次男女平等推進計画事業予定状況の報告について(基本目標Ⅰ・Ⅳ)
令和元年 10月15日	男女平等推進 センター会議室	第三次男女共同参画計画事業実績及び第四次男女平等推進計画事業予定(基本目標Ⅱ・Ⅲ)、事業実績の評価について(基本目標Ⅰ・Ⅳ)
令和元年 12月12日	武蔵野プレイス フォーラムA	第三次男女共同参画計画事業実績及び第四次男女平等推進計画事業予定(基本目標Ⅱ・Ⅲ)、事業実績の評価について(基本目標Ⅰ・Ⅳ)
令和2年 1月23日	武蔵野プレイス フォーラムC	第三次男女共同参画計画事業実績の評価(基本目標Ⅰ～Ⅳ)、多様性尊重に関する市内研究会研究状況について

○男女平等に関する苦情処理委員会

市が実施する男女平等の推進に関する施策や、男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情申立てに対して、公正かつ適切に対応するため、審議会の委員3名で構成された委員会。

【苦情申立件数】 1件

【会議開催状況】 全2回

第1回 令和元年10月2日

第2回 令和2年1月23日

○男女平等推進センター 主催事業

◆また働きたいあなたへ 女性のための再就職ナビ

【日時】4月19日・26日(金) 10:00~12:00

【場所】男女平等推進センター 会議室

【定員】20名 【託児】6か月以上学齢前まで15名

【講師】津村 治美さん(研修講師 キャリアコンサルタント)

回	内容	参加人数	託児人数
1	「なぜ働きたい?」…再就職する動機を確認し、スキルの棚卸と家庭環境を見直す。	13名	8名
2	「どう見せる?、自分の強み」…第1回目を踏まえ、正社員、派遣社員、契約社員、パート等、自分が選択したい働き方や仕事の種類の確認、仕事をどのように探すかを考える。	12名	6名

◆転妻カフェINむさしの

【日時】5月17日(金) 10:30~12:30

【場所】男女平等推進センター 会議室

【定員】20名 【対象】転勤で武蔵野エリアに転入した人、または転勤を予定している人

【託児】6か月以上学齢前まで15名

【講師】芳賀 裕子さん(整理収納アドバイザー、元お片づけコーチングStudio HAGA代表)

内容	参加人数	託児人数
転勤により環境変化の影響を受けやすい妻が、武蔵野市で新しい生活をスムーズにスタートできるよう「転勤族の妻」の集う場を提供する。情報交換や仲間作りの場とすると共に、子育てや女性支援などの市の情報をワンストップで提供する。また、引越が多い人に共通する悩みのひとつ「収納」について、コツや管理の仕方などを学ぶ。	16名	9名

◆シングルマザー座談会

【日時】5月31日(金) 10:00~12:00

【場所】男女平等推進センター 会議室

【定員】10名 【託児】3か月以上学齢前まで10名

【共催】子ども家庭支援センター

内容	参加人数	託児人数
シングルマザー又は離婚などによりシングルマザーとなる予定のかたを対象に、同じ立場の参加者同士で情報共有を行う。	2名	1名

◆パパとつくろう!おいしいランチ

【日時】8月10日(土) 10:00~13:00

【場所】市民会館2階 料理室

【対象】武蔵野市在住の小学校1年生~6年生とその父親

【定員】12組24名 【託児】6か月以上学齢前まで12名

【講師】滝村 雅晴さん(パパ料理研究家)

内容	参加人数	託児人数
父親が育児に関わることの重要性は、近年広く言われるようになり、様々な制度も整備されてきた。しかし、いまだ母親と同等に育児に関わる父親は少ないのが現状である。そこで、小学生の子どもを持つ男性を対象に、家事・育児参画を進めるため、親子対象の料理講座を実施した。	24名	2名

◆子育てがラクになる女性学&コミュニケーション講座

【日時】9月27日・10月4日・10月11日(すべて金曜日) 10:00~12:00

【場所】男女平等推進センター 会議室

【定員】20名 【託児】6か月以上学齢前まで15名

【講師】第1回 西村 純子さん(お茶の水女子大学准教授)

第2回・第3回 堤 暢子さん(Be-Happy! アサーティブネスの会主宰) 山口 かほりさん(アシスタント)

回	内容	参加人数	託児人数
1	子育て中でも自分の時間がほしい!(社会学・女性学の講義+ワークショップ)	17名	11名
2	言いたいこと、夫に伝えていますか? アサーティブトレーニング①	19名	12名
3	言いたいこと、夫に伝えていますか? アサーティブトレーニング②	17名	11名

◆シングルマザー座談会

【日時】9月28日(土) 10:00~12:00

【場所】男女平等推進センター 会議室

【定員】10名 【託児】3か月以上学齢前まで8名

【共催】子ども家庭支援センター

内容	参加人数	託児人数
シングルマザー又は離婚などによりシングルマザーとなる予定の方を対象に、情報交換の場を設ける。	1名	0名

◆映画「そして父になる」上映会とトークカフェ

【日時】9月28日(土) 14:00~16:30

【場所】市民会館 集会室

【定員】60名 【託児】6か月以上学齢前まで10名

内容	参加人数	託児
6年間育てた息子は他人の子だった。血の繋がりが、共に過ごした時間か。息子を取り違えられた二つの家族が抱える心の葛藤を描いた作品。映画上映後、トークカフェを実施。	30名	4名

◆源氏物語を読む~「宇治十帖」が意味するものとは~(第35回市民会館文化祭)

【日時】10月20日(日) 10:00~12:00

【場所】男女平等推進センター 会議室

【定員】40名 【託児】なし

【講師】竹内 寿恵子さん(元高校国語科教諭)

内容	参加人数	託児人数
“源氏物語を男女平等社会の視点で切り取る”講座。宇治十帖を軸に、それぞれの女性たちの運命と生き方の選択を取り上げ、現代に生きる私たちの生き方を見つめ直す。	37名	なし

◆デートDV出前講座「その恋本当に大丈夫？」(成蹊大学・武蔵野市共催)

【日時】10月29日(火) 13:10~14:40

【場所】成蹊大学 8号館 202教室

【定員】受講学生他若干名 【託児】なし

【講師】西山 さつきさん (NPO法人レジリエンス 副代表)

内 容	参加人数	託児人数
若い男女のデートDVに焦点を当て、大学生活の早い時期に女性と男性の対等な関係を築くための講座。地域と大学の連携事業として、成蹊大学文学部現代社会学科「社会福祉概論」の一環として実施。	140名	なし

◆育休ママ・パパのための職場復帰応援セミナー

【日時】11月4日(月・祝)・17日(日)全2回 14:00~16:00

【場所】市民会館 集会室

【定員】40名 【託児】6か月以上学齢前まで15名

【講師】第1回 矢澤 弘美さん(育休後アドバイザー) 第2回 東 浩司さん(NPO法人ファザーリングジャパン理事)

回	内 容	参加人数	託児人数
1	備えあれば憂いなし！育休明けの準備を学ぼう！	30名	12名
2	家事をどうこなす？夫婦で分担を考えよう！	24名	11名

◆転妻カフェ IN むさしの

【日時】1月24日(金) 10:00~11:30

【場所】武蔵野スイングホール スカイルーム

【定員】20名 【託児】6か月以上学齢前まで10名

【対象】転勤で武蔵野エリアに転入した方、または転勤を予定している方

内 容	参加人数	託児人数
パートナーの転勤に伴う引越して武蔵野市に転入された皆さんと、お茶を飲みながら、転勤族ならではの経験や悩み、解決策など共有する。	19名	6名

◆文章カトレーニング講座 ~的確に伝えるコツを学ぼう~

【日時】1月31日・2月7日・14日・28日(すべて金曜日)全4回 10:00~12:00

【場所】男女平等推進センター 会議室

【定員】16名 【託児】6か月以上学齢前まで8名

【講師】中村 泰子さん(雑誌「くらしと教育をつなぐWe」編集長)

回	内 容	参加人数	託児人数
1	わかりやすい文章を書くコツ~私にとっての男女平等って何だろう？	11名	3名
2	取材のコツ(インタビューをしてみよう)	15名	3名
3	企画と編集のコツ	14名	3名
4	文章の基礎力アップのために	※中止	

※新型コロナウイルス感染症の発症・感染拡大を防ぐため。

◆ **ハタラクカイギ2020「60歳からの、ワーク&ライフ充実術！」**

【日時】3月8日(日) 10:30~12:30

【場所】武蔵野プレイス フォーラム

【定員】50名 【託児】なし

【スピーカー】堀池 喜一郎さん(多摩CBネットワーク世話人、平成竹とんぼ協議会顧問)

【スピーカー】川井 信良さん(株式会社文伸代表取締役社長)

【コーディネーター】米川 充さん(まちかどユニバーシティ@みたか主宰)

内容	参加人数	託児人数
「人生100年時代」、どのように歳を重ねるか、ふたりの「達人」にいつまでも錆びない生き方のコツを学び、歳を重ねるのが楽しみになるとともに、まちや人とつながるきっかけとする。 (※中止)	—	—

※新型コロナウイルス感染症の発症・感染拡大を防ぐため。

◆ **子どもたちに平等な未来を！～医大の女子学生入学差別を一例に～**

【日時】3月8日(日) 15:00~17:00

【場所】男女平等推進センター会議室

【定員】25名 【託児】6か月以上学齢前まで10名

【講師】中西 祐子さん(武蔵大学社会学部教授)

内容	参加人数	託児人数
2018年に発覚した、医科大学で女子受験生を不利に取り扱っていた問題。その後どのように改善されたのかを聴く。また、教室での教員の声かけ、態度、男女別名簿等、見過ごされがちな女性差別の現状を学び、子どもたちが性別にかかわらず、能力を伸ばし、自分らしい働き方、生き方をするための教育とはどのようなものかを考える。(※中止)	—	—

※新型コロナウイルス感染症の発症・感染拡大を防ぐため。

◆ **母と娘のちょうどよい距離感を考える**

【日時】3月29日(日) 14:00~16:00

【場所】男女平等推進センター 会議室

【定員】25名 【託児】6か月以上学齢前まで10名

【講師】横山 真香さん(母娘カウンセラー・女性の人権をサポートするNGO所属)

内容	参加人数	託児人数
母の期待を感じて苦しい娘、つい娘に自分の思いをかけ過ぎてしまう母。依存や干渉から脱出して、自分らしい生き方ができるよう考えていく。(※中止)	—	—

※新型コロナウイルス感染症の発症・感染拡大を防ぐため。

○男女共同参画週間事業 期間:6月15日～6月30日

男女共同参画フォーラム2019

☆ テーマ「女(ひと)と男(ひと)生き方いろいろ」

◆ 講演会「自分らしく生きるために憲法をどう使うか」

【日時】6月15日(土) 13:50～16:00

【場所】武蔵野スイングホール

【定員】140名 【託児】6か月以上学齢前まで10名

【講師】木村 草太さん(首都大学東京教授・憲法学者) * 手話通訳あり

内容	参加人数	託児人数
誰もが自分らしく生きるためには、それぞれの生き方、考え方が尊重されることが必要である。たとえば、選択的夫婦別姓制度、同性婚等は、日本の憲法や法律でまだ定められていない。性別等にかかわらずその人らしく生きるために、憲法はどう使えるのか講演を通し考える。	81名	1名

◆ トークイベント「まちを動かすオトコたち！～多摩エリアで注目のコミュニティの仕掛け人～」

【日時】6月22日(土) 13:30～16:30

【場所】武蔵野プレイス フォーラム

【定員】80名 【託児】6か月以上学齢前まで3名

【ナビゲーター】市川 順子さん(作ろう！みんなのジモト Wa-shoiパートナーシップ代表)

【スピーカー】小平市 出口 みちたかさん(東京に“ふるさと”を作るサラリーマン)

【スピーカー】三鷹市 山崎 光さん(防災団体 やろうよ！こどもぼうさい代表)

【スピーカー】武蔵野市 舟木 公一朗さん(シェアキッチンMIDOLINO_オーナー)

【企画】作ろう！みんなのジモト Wa-shoiパートナーシップ

内容	参加人数	託児人数
男女共同参画でユニークなまちづくりを掲げる多摩エリアで、今、注目のコミュニティのニューリーダーから、その自由な発想と行動力について具体的な事例から学ぶ。	41名	1名

◆ 講演会「カラフル・ライフ～LGBTの“いま”を知ろう～」

【日時】6月23日(日) 13:00～15:00

【場所】武蔵野プレイス フォーラム

【定員】60名 【託児】3か月以上学齢前まで5名

【講師】松中 権さん(認定NPO法人グット・エイジング・エールズ代表、「プライドハウス東京」コンソーシアム代表)

【企画】LIM

内容	参加人数	託児人数
近年、LGBTの認知度が上がり、社会の受け入れ状況もめまぐるしく変わっている。そのような中で、活動家として第一線で活躍されてきた講師により、これまでの活動や、多様な家族のあり方等、LGBTの“いま”について幅広く学ぶ。	32名	1名

◆映画上映&講演「みんなの学校」上映と講演「子どもの行動の理解について～感覚と発達のお話～」

【日時】6月29日(土) 12:30～18:00

【場所】市民会館 集会室

- ①第1回上映 12:30～14:20 定員75名(子ども同伴可) 【託児】6か月以上学齢前まで3名
- ②茂木厚子さん講演 14:30～16:00 定員40名 【託児】6か月以上学齢前まで3名
- ③第2回上映 16:10～18:00 定員75名 【託児】なし

【講師】茂木 厚子さん(発達支援「Kids Sense」主催)

【企画】学校に行きづらい子供の親のお茶の間「ジョナ」

内容		参加人数	託児人数
大阪の小学校が舞台のドキュメンタリー映画。不登校も特別支援もない、同じ教室で学ぶインクルーシブ教育の様子が描かれている。講演会では子どもの感覚や発達について学び、インクルーシブ教育において、私たちができることについて考える。	上映①	53人	3人
	講演会	40人	3人
	上映②	44人	なし

◆映画上映とトーク「ドリーム」&トーク

【日時】6月30日(日) 13:30～16:30

【場所】武蔵野スイングホール

【定員】140名 【託児】6か月以上学齢前まで15名

【講師】金原 由佳さん(映画ジャーナリスト)

内容	参加人数	託児人数
1960年代初頭、アメリカの宇宙開発競争を支えていたのは、高度な計算を矢継ぎ早にこなせる黒人女性の計算手たちだった。卓越した頭脳と能力を持つ彼女たちが、どのように差別や偏見と闘ったか。映画上映後、講話を通し、映画の社会的背景、時代状況等について学ぶ。	69名	6名

◆男女共同参画フォーラムパネル展示

【日時】6月10日(月)～14日(金) 【場所】市役所 ロビー

【日時】6月18日(火)～24日(月) 【場所】武蔵野プレイス ギャラリー

【参加団体】○むさしの男女平等推進市民協議会 ○(一社)日本女子大学教育文化振興桜楓会武蔵野支部

○共同参画むさしの ○境おやこひろば ○むさしのジェンダー問題を考える会 ○無二の会

○lag&LIM ・作ろう！みんなのジモト Wa-shoi パートナーシップ

◆武蔵野市男女共同参画週間事業の運営方法について

平成30年度から運営方法を見直し、市民団体や市民で構成する実行委員会形式より、センターが企画運営委員会の協力を得ながら「公募型」で事業を実施する方法に変更した。

報告書を作成しました
 武蔵野市男女共同参画週間事業
 男女共同参画フォーラム2019
 女と男 生きかた いろいろ
 令和元年10月発行
 HPからも閲覧できます。



○女性に対する暴力をなくす運動事業 期間:11月12日～25日

◆女性に対する暴力防止事業 パープルニット・カフェ

【日時】11月12日(火) 10:00～11:30

【場所】男女平等推進センター 会議室

【定員】12名 【託児】なし 子ども同伴可

【講師】梶田 裕子さん(一般社団法人 Turn to smile たんとすまいる事務局)

内容	参加人数	子ども同伴
紫の毛糸でミニマフラーを指編みで作り、DV防止について講師の講話とともに意見交換を行う。	4名	0名

◆女性のための法律知識

【日時】11月23日(土・祝) 14:00～16:00

【場所】男女平等推進センター 会議室

【定員】35名(女性) 【託児】6か月以上未就学児8名

【講師】露木 肇子さん(多摩総合法律事務所弁護士代表)

内容	参加人数	託児人数
別居や離婚を考える時に知りたい協議・調停から、解決までのプロセス等の基礎知識を学ぶ。また同時に弁護士による実際のケース分析を通して、実務的な視点についても学ぶ。	25名	4名

◆女性のための離婚に関する無料法律相談会

【日時】12月21日(土) 13:00～17:00

【場所】男女平等推進センター 会議室

【定員】8名 【託児】3か月以上(小学校低学年応相談)

【講師】露木 肇子さん(多摩総合法律事務所弁護士代表) 【共催】子ども家庭支援センター

内容	参加人数	託児人数
財産分与、子どもの親権、養育費、面会交流など、離婚に関するの困りごとの相談。	5名	2名

◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間 DV防止パネル展示及び関連図書展示

◆パネル展示

◇武蔵野プレイスギャラリー 11月1日(金)～8日(金)

◇市民会館ロビー 11月11日(月)～20日(水)

◇市役所ロビー 11月22日(金)～12月2日(月)

パネル製作 とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ

◆関連図書展示

◇中央図書館 11月5日(火)～12月3日(火)

◇吉祥寺図書館 11月7日(木)～29日(金)

◇武蔵野プレイス 11月1日(金)～29日(金)

○男女平等庁内推進会議

男女平等推進計画を推進するとともに、庁内関係部課相互間の事務の緊密な連携を図ることを目的とする。

開催日	場所	主な会議内容
7月10日 (幹事会)	804会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会・審議会等への女性の参画状況調査の報告について ・第三次男女共同参画計画事業実績及び第四次男女平等推進計画事業予定状況調査の報告について ・その他(多様性の尊重に関する庁内研究会の設置について、男女平等に関する苦情申し立てについて、行政書式における性別記載欄の状況について)
7月22日 (推進会議)	庁議室	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等庁内推進会議幹事会の報告について ・委員会・審議会等への女性の参画状況調査の報告について ・第三次男女共同参画計画事業実績及び第四次男女平等推進計画事業予定状況調査の報告について ・その他(多様性の尊重に関する庁内研究会の設置について、男女平等に関する苦情申し立てについて、行政書式における性別記載欄の状況について)

○男女平等職員研修

男女平等についての正しい理解と意識を高め、男女平等の視点を持って各事業・施策を推進する必要性・重要性に理解が及ぶよう、市独自の職員研修を実施。(平成21年度～)

開催日	場所	講師	内容	参加人数
10月29日	811会議室	NPO法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク代表理事 原 ミナ汰さん サブ講師:東京メンタルヘルス・セクシュアリティセンターLGBT支援カウンセラー 熟田 桐子さん	市長による「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言<レインボームサノシ宣言>」宣言書署名及び宣言、講師による講義、市長及び全参加者による写真撮影	92名

○男女平等推進センター企画運営委員会

男女平等推進センターの運営に関して、地域から広く意見を求め、男女平等推進事業を推進するため、関係団体推薦者や公募市民等で設置。(平成29年度～、任期:平成31年4月1日～令和3年3月31日)

敬称略

	氏名	所属
	岩淵 弘美	公募市民
◎	大島 登志子	生活クラブグループ創
	竹内 寿恵子	桜楓会武蔵野支部
○	西口 周三	公募市民
	久富 明美	公募市民
	二子石 薫	むさしのジェンダー問題を考える会
	水野 麻美	学校に行きづらい子供と親の茶の間 ジョナ
	森田 千恵	センター職員
	吉田 晴代	センター職員

◎委員長・○副委員長

開催日	場所	主な会議内容
5月13日	男女平等推進センター会議室	委員自己紹介、委員長・副委員長選出、委員の役割、センター事業説明、H31年度事業計画、男女共同参画フォーラム2019、委員会開催スケジュールについて
6月3日	男女平等推進センター会議室	センター主催講座報告、市ジェンダー統計調査、男女共同参画フォーラム2019(団体)について
7月9日	男女平等推進センター会議室	男女共同参画フォーラム2019振り返り、センター主催講座予定、市ジェンダー統計調査、選書について
9月17日	男女平等推進センター会議室	センター主催講座報告・予定、フォーラム2020について
10月15日	男女平等推進センター会議室	センター主催講座報告・予定、フォーラム2020について
11月19日	男女平等推進センター会議室	レインボームサシノシ宣言、センター主催講座報告・予定、団体交流会、フォーラム2020について
12月17日	男女平等推進センター会議室	センター主催講座報告・予定、フォーラム2020、市ジェンダー統計調査について
1月21日	男女平等推進センター会議室	センター主催講座報告・予定、フォーラム2020、補助金事業について
2月18日	男女平等推進センター会議室	センター主催講座報告・予定、フォーラム2020、市ジェンダー統計調査、補助金事業について
3月17日	市役所 603会議室	センター主催講座報告・予定、フォーラム2020、新型コロナウイルス感染拡大の影響、市ジェンダー統計調査について

3. 情報収集・発信

○パネル展示他

●子育てフェスティバル 講座「産後の女性のココロとカラダ」

【日時】10月26日(土) 13:40~14:20 【場所】市役所 東棟8階801会議室

【講師】大田静香 市助産師会会長

●市民会館文化祭 パネル展示 (センター紹介パネルの展示・「まなこ」の紹介)

【日時】10月18日(金)~23日(水) 【場所】市民会館 1階廊下

●東京ウィメンズプラザフォーラムパネル展示 (センター紹介パネルの展示)

【日時】10月25日(金)~27日(日) 【場所】東京ウィメンズプラザ 交流コーナー

●女性首長によるびじょんネットワーク (センター紹介パネルの展示・「まなこ」の紹介)

【日時】11月16日(土) 【場所】東商グランドホール



○男女平等情報誌『まなこ』(HPから閲覧できます)

《106号7月発行全8ページ》

【主な内容】

- ・「第四次男女平等推進計画」ができました！
- ・男女平等推進審議会会長、権丈 英子さんインタビュー
- ・渋谷区パートナーシップ制度の取り組みから
- ・学校の「隠れたカリキュラム」とは(武蔵大学 千田 有紀さん)
- ・親にも子にも寄り添う支援を(子ども家庭支援センター 吉村 彩子さん)



《107号11月発行全8ページ》

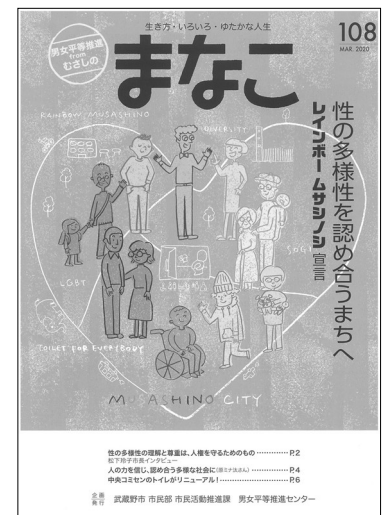
【主な内容】

- ・特集 それぞれのキャリア 自分らしく選ぶ 私の生き方
- ・治部 れんげさんインタビュー
- ・パラレルキャリアとは(スキルノート 芦沢 壮一さん)
- ・地域企業のキャリア形成の取り組み(多摩信用金庫 高橋 尚子さん)
- ・転妻の悩みが共有できる場を(センター企画運営委員 久富 明美さん)

《108号3月発行全8ページ》

【主な内容】

- ・性の多様性を認め合うまちへ レインボームサシノシ宣言
- ・松下 玲子市長インタビュー
- ・共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク 代表理事 原 ミナ汰さんインタビュー
- ・中央コミセンのトイレがリニューアル



○図書・収集資料関連

●所蔵図書 分類一覧(日本十進分類法に準拠 HPから閲覧できます)

令和2年4月現在

ジャンル	分類番号	冊数
情報 郷土資料	007~090 ※022を除く	56
復刻版	022	17
哲学 自己表現 心理 カウンセリング 生き方 宗教	116~191	118
歴史 伝記 自伝	210~289	64
政治 国家 選挙 人権 地方行政 男女共同参画 戦争と平和 法律 憲法 民法 司法 国際連合 国際法 国際会議	312~329	129
経済 人口論 人口問題 会社・経営 保険 統計 社会 社会学 メディア 社会保障	330~364	78
働き方 労働 労働法 仕事 再就職 セクハラ 女性労働	366	173
ワーキングマザー 起業		
ジェンダー 女性学 女性論 フェミニズム 女性解放 女性問題 母性 世界の女性 地域女性史 女性史 男性問題 親子 家族 子ども 中高年 結婚・離婚 性・性教育	367	744
社会病理 摂食障害 売買春 DV 性暴力	368	118
介護 社会保障 福祉 災害 市民活動	369	49
教育 教師 学習 社会教育 学校教育 幼児教育 家庭教育	371~379	70
習俗 葬送 人類学	383~389	5
生命 生命科学 女性の身体 医療 女性医療 更年期 エイズ 病気 生殖 妊娠・出産 医師	460~498	71
環境 住居 家庭経営 下着 洋服 美容	519~595	13
育児	599	37
テレビ 芸術 絵画 図案 写真 演劇 映画 護身術 言語	699~833	122
対談 辞典		
文学評論 作家 小説 文学史 詩 戯曲 エッセイ 書簡	901~	162
手記 記録 ルポルターージュ 仏文学		
合計		2026

※この他に子ども用図書217冊

●利用状況

	令和元年度	平成30年度
貸出人数	110名	288名
図書貸出冊数	193冊	482冊

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出人数	15	10	10	10	10	7	8	9	7	8	15	1	110
貸出冊数	30	17	15	15	22	18	11	17	8	13	25	2	193

●行政資料等

武蔵野市刊行 各種統計・計画・調査報告書他、内閣府・都・全国各自治体・大学からの白書・事業概要・調査研究報告書等があります。

●購読雑誌

月刊女性情報、隔月刊女性展望、We learn、OPINION 女、婦人公論

●購読新聞

ふえみん

●DVD

31タイトル

4. 団体活動支援

○男女平等推進団体活動補助金

団体の活性化と市の施策を効果的に推進するため、市内の男女平等推進団体(23ページ参照)が行う男女平等社会実現に向けての研修、調査、研究活動に対して、その経費の一部を補助(上限5万円)しています。(令和元年度 7 団体 計252,059円)

交付団体名	金額(円)	補助事業内容
学校に行きづらい 子供と親の茶の間 ジョナ	50,000	講演会「子どもの行動理解と支援」
共同参画むさしの	50,000	「愛と法」上映会in武蔵野
(一社)日本女子大学教育文化振興 桜楓会武蔵野支部	47,631	講座『わたしはわたし』を生きるためにー平塚らいてうのメッセージ
むさしのジェンダー問題を考える会	42,504	講座「格差社会における『男らしさ』・『女らしさ』の変容」
境おやこひろば	50,000	子どもの病気への対応基礎講座
むさしの男女平等推進市民協議会	6,820	講座「医学の世界から見た男女共同参画の現状」(※中止)
ママココ	5,104	講座「一緒につくろうよ 『私たち』の居場所」(※中止)

※新型コロナウイルス感染症の発症・感染拡大を防ぐため。

○男女平等推進団体交流会

【日時】 12月1日(日) 14:00~16:30 【場所】 男女平等推進センター 会議室

【定員】 20名 【託児】未就学から小学校3年生まで

【ファシリテーター】 内海 千津子さん(ほっこりーの代表)

内容	参加人数	託児人数
自分の悩みを、男女共同参画の課題を、当事者目線で解決したいと、東京都北区で子育て支援の団体を一から立ち上げた講師より、地域の活性化、運営、資金調達など、様々な手法を学ぶ。講話後団体同士、意見交換を行う。	5名	1名

《ロッカー貸出》

ロッカーを「武蔵野市男女平等推進団体」に貸し出しています。令和元年度の利用団体は5団体でした。

《会議室貸出》

男女共同参画推進センター ヒューマンあい では、会議室を貸し出しています。ぜひご利用ください。(3ページ参照)

5. 相談

《女性総合相談》

女性が暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門相談員がお話を伺い、解決に向けて一緒に考えます。平成29年度より、市民活動推進課市民相談係から男女平等推進センターへと相談事業を移管しました。

○対象：市内在住・在勤・在学の方

○費用：無料

○申込方法：相談実施日の1か月前の相当日（第1土曜日・第2金曜日・第4火曜日）より受付開始。センターの窓口又は電話にて予約を受け付けます。当日の申し込みは、第1土曜日は午後3時まで。第2金曜日は午後8時まで。第4火曜日は午前11時まで受け付けます。

○電話番号：0422-37-3410

○秘密厳守

実施日時（毎月）

相談時間（1回50分）	
第1土曜日	①午後 1時～ ②午後 2時～ ③午後 3時～
第2金曜日	①午後 6時～ ②午後 7時～ ③午後 8時～
第4火曜日	①午前 9時～ ②午前10時～ ③午前11時～

実施実績

年度	回数	件数	相談員数
平成27(2015)年度	24	39	1
平成28(2016)年度	30	42	1
平成29(2017)年度	48	71	1
平成30(2018)年度	36	68	1
令和元(2019)年度	36	56	1

※平成29年の1月から3月は、市民相談係と男女平等推進センターを合わせた実施実績です。

内容別件数

年度	生き方	こころ	からだ	家庭	暴力	人間関係	仕事	暮らし	法律	その他	計
平成27(2015)年度	12	7	—	48	1	—	—	—	2	—	70
平成28(2016)年度	5	6	2	54	10	5	1	1	—	7	91
平成29(2017)年度	5	8	2	53	7	5	—	3	2	—	89
平成30(2018)年度	26	14	9	56	5	9	4	6	3	3	135
令和元(2019)年度	17	12	5	46	5	10	5	6	3	1	110

※平成29年は市民相談係と男女平等推進センターを合わせた内容別件数です。

《女性法律相談》（平成30年度より実施）

女性がかかえる様々な悩みについて、法的なアドバイスが欲しいとき、経験豊かな女性弁護士に相談できます。

○対象：市内在住・在勤・在学の方

○費用：無料

○申込方法：相談実施日の前月1日より受付開始。男女平等推進センター（ヒューマンあい）の窓口又は電話で予約を受け付けます。1日が閉館日の場合は、翌開館日から受け付けます。

○電話番号：0422-37-3410

○秘密厳守

実施日時

相談時間(各回30分 計4枠)

毎月第1土曜日

①午前9時30分 ②午前10時10分 ③午前10時50分 ④午前11時30分

実施実績

年度	回数	件数	弁護士
平成30(2018)年度	12	32	1
令和元(2019)年度	12	21	1

《むさしのにじいろ電話相談》(性的志向・性自認に関する相談)

性的志向・性自認に関する様々な悩みについての相談です。本人のみならず家族や支援者からの相談、面談も可。

令和元年10月から毎月実施。(第二水曜日 17:30~20:30)

年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
相談日	12月9日・11日	第二水曜夜
相談件数(件/年)	5	4
相談員数(人)	1	1

6. 調査研究

○武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会

回	開催日	場所	検討内容
1	11月15日	813会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会スケジュールについて ・パートナーシップ制度導入自治体における取組み状況について ・意見交換 ・その他
2	12月23日	801会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・課題出しシートとりまとめ状況について ・パートナーシップ制度導入の検討について ・意見交換 ・その他
3	2月14日	411会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な性を生きる方々の生きづらさについて 講師:Lag代表 みたかで自分らしく生きたい人たちの会(LIM)共同代表 丸山 真由(まるやま まさよし)さん ・パートナーシップ制度導入の検討について ・意見交換 ・その他



Ⅲ. 資料

○武蔵野市男女平等推進団体(令和2年9月現在17団体)

- ・むさしの男女平等推進市民協議会
- ・(一社)日本女子大学教育文化振興 桜楓会 武蔵野支部
- ・学校に行きづらい子供の親の茶の間「ジョナ」
- ・共同参画むさしの
- ・境おやこひろば
- ・生活クラブグループ創
- ・作ろう!みんなのジモト Wa-shoi/パートナーシップ
- ・日本の歴史と教育を考える会
- ・ハジメのハンポ
- ・パシイワ武蔵野グループ
- ・ひまわりママ
- ・まめっちょ
- ・むさしのジェンダー問題を考える会
- ・無二の会
- ・ゆう₃(ゆうスリー)
- ・らっこの会
- ・ママココ

○武蔵野市男女平等推進団体登録要綱

平成9年5月9日要綱第21号

最終改正 平成29年4月1日要綱第40号

武蔵野市男女平等推進団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女平等社会の実現に向けて活動する男女平等推進団体（以下「団体」という。）の登録について必要な事項を定めるものとする。

(団体登録の基準)

第2条 団体の登録に必要な基準は、次のとおりとする。

(1) 男女平等社会の実現に向けての活動を主たる目的として、継続的かつ計画的に活動する団体（次の行為を行うものを除く。）であること。

ア 営利を目的とした行為又は当該行為を援助する行為

イ 特定の政党、宗教又は教団を支援する行為

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になる行為

(2) 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。

ア 団体の構成人員が5人以上で、原則として構成員の2分の1以上が武蔵野市内に在住し、在勤し又は在学していること。

イ 団体の主たる活動の場が武蔵野市内であり、かつ、活動の本拠としての事務所を武蔵野市内に有すること。

ウ 団体の組織及び活動のための規約を有すること。

(登録の申請)

第3条 登録を希望する団体は、武蔵野市男女平等推進団体登録申請書（第1号様式）に団体の規約を添えて市長に提出しなければならない。

(登録の認定)

第4条 市長は、前条の申請に基づき、第2条に規定する基準に適合すると認めるときは、団体として名簿に登録し、文書をもって当該団体に通知する。

(名簿の公開)

第5条 前条の規定により調製された名簿は、その写しを公開する。

(登録の継続及び抹消)

第6条 登録の継続又は抹消を希望する団体は、毎年4月末日までに武蔵野市男女平等推進団体登録継続（抹消）届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(以下、略)

○武蔵野市男女平等の推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女平等の推進に関する基本的施策（第9条—第21条）

第3章 男女平等推進審議会（第22条）

第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理（第23条・第24条）

第5章 雑則（第25条）

付則

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法でうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づく国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。なかでも、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置づけられている。

本市においても、昭和60年に婦人問題懇談会を設置し、以来「武蔵野市女性行動計画」をはじめ数次にわたる男女共同参画計画を策定し、総合的かつ計画的に男女平等を推進するための施策に取り組んできた。

また、都市文化や市民活動及び事業活動の持ち味を生かし、一人ひとりを大切に自治と連携のまちづくりを推進してきた。なかでも、昭和50年代における吉祥寺の環境浄化運動のさきがけとなる活動、平成10年以降の男女共同参画を推進する拠点施設の運営などにおいて、女性が積極的な役割を担ってきた経緯がある。

しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因する暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等を推進するための様々な取組が必要である。

全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等の推進について、基本理念を定め、武蔵野市（以下「市」という。）、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) 性別等 男女の別だけではない多様な性の在り方（性自認（自らの性別に関する認識をいう。）及び性的指向（恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。）を含む。）をいう。
- 2) 男女平等 全ての人が、性別等にかかわらず、その人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を分かち合うことができることをいう。
- 3) 市民 市内に住所を有し、市内の学校に在学し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内において活動する個人をいう。
- 4) 事業者等 営利と非営利とを問わず、市内において活動を行う法人その他の団体及び市内において事業活動を行う個人をいう。
- 5) 性別等による差別的取扱い 次に掲げる取扱いをいう。

- ア 性別等を理由とする直接的かつ不合理な取扱い
 - イ 直接に差別的な条件、待遇差等を設けていないが、性別等による著しい不利益を被るおそれがある基準、慣行等を適用する取扱い
- (6) 親密な関係における暴力等 次に掲げる行為をいう。
- ア ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び交際の相手方その他親密な関係にあり、若しくは親密な関係にあった者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）
 - イ ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。）
- (7) 性に関するハラスメント 相手の意思に反する性的な発言、行動等が、相手又は周囲の者に対し不快感を与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- (8) リプロダクティブ・ヘルス 人間の生殖システム並びにその機能及び活動過程の全ての側面において、単に疾病又は障害がないだけでなく、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態であることをいう。
- (9) セクシュアル・ライツ 性に関することを自ら管理し、自由に、かつ、責任をもって決定でき、そのための情報及び手段を得ることができる基本的権利をいう。
- (10) メディア・リテラシー 新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を批判的に読み解き、主体的に取捨選択して活用する能力及び当該メディアを適切に選択して自ら情報を発信する能力をいう。
- (11) ポジティブ・アクション 性別等による格差を改善し、実質的な男女平等社会を実現するための積極的な措置をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者等は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて、男女平等社会の実現に向けた取組を推進するものとする。

- (1) 全ての人々が、性犯罪、親密な関係における暴力等その他の性別等に起因する暴力（以下単に「性別等に起因する暴力」という。）、性別等による差別的取扱い、性に関するハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害（以下単に「性別等に起因する人権侵害」という。）を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) 全ての人々が、性別等による固定的な役割分担の意識並びに当該役割分担が反映された社会的な制度及び慣行にとらわれることなく、個人の能力及び個性を発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 全ての人々が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定への平等な参画を確保されること。
- (4) 全ての人々が、性別等にかかわらず、それぞれの協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 全ての人々が、それぞれの性を理解し、及び尊重し合うとともに、リプロダクティブ・ヘルスに関する権利及びセクシュアル・ライツを認め合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 全ての人々が、国際社会及び国内における男女平等に係る取組を積極的に理解し、推進することができること。
- (7) 性別等に起因する困難を有する者だけでなく、知的又は精神的な障害があること等に加えて当該困難を有することで複合的に困難な状況にある者への支援が行われるとともに、これらの者が安心して暮らせる環境の整備に向けた取組が行われること。
- (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女平等の推進にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協働するものとする。

3 市は、率先して男女平等の推進に取り組むとともに、市民及び事業者等の模範となるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等に対する理解を深め、家庭、学校、地域、仕事の間その他の社会のあらゆる場において、男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止事項)

第7条 市及び事業者等は、その事業及び活動において性別等による差別的取扱いを行い、又はその職場等において性に関するハラスメントを行わせてはならない。

2 市民は、性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

(公表される情報への配慮等)

第8条 市、市民及び事業者等は、情報を公表する際には、性別等による差別的取扱い若しくは性別等による固定的な役割分担の意識を助長し、若しくは是認させ、又は性別等に起因する暴力を誘発することのないよう配慮するものとする。

第2章 男女平等の推進に関する基本的施策

(男女平等推進計画の策定)

第9条 市長は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、武蔵野市男女平等推進計画（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定により市が策定する計画をいう。以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、武蔵野市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

3 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、市民及び事業者等の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画の年次報告)

第10条 市長は、推進計画の実施状況について、年次報告を作成し、審議会の評価及び意見を添えて、これを公表するものとする。

(推進体制等)

第11条 市は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

第12条 市は、武蔵野市立男女平等推進センター条例（平成27年12月武蔵野市条例第63号）第1条に規定する武蔵野市立男女平等推進センター（以下「センター」という。）を、男女平等を推進するための拠点とする。

2 市は、センターにおいて、男女平等に関する相談への対応を行うほか、男女平等を推進するための事業を行うものとする。

- 3 市は、センターのほか、男女平等に関する相談のうち、性別等に起因する暴力に関するものを受けるための窓口を設置する。
- 4 市は、前2項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女平等を推進する施策の策定及び変更に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発、普及及び広報)

第14条 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等の推進に必要な啓発、普及及び広報活動を実施するものとする。

- 2 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等に関して、メディア・リテラシーの向上が図られるよう、必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者等の活動に対する支援)

第15条 市は、男女平等の推進に関する活動を行う市民及び事業者等に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(性別等に起因する暴力の根絶及び被害者への支援)

第16条 市は、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあらゆる場における性別等に起因する暴力の根絶に向けて必要な措置を講ずるとともに、性別等に起因する暴力により被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と社会生活との調和)

第17条 市は、全ての人が、性別等にかかわらず、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実現できるよう必要な支援を行うものとする。

(セクシュアル・ライツへの配慮及びリプロダクティブ・ヘルスに関する支援)

第18条 市は、市民のセクシュアル・ライツに配慮するとともに、市民が生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルスを実現し、かつ、保持できるよう、教育、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(教育及び学習に携わる者に対する支援)

第19条 市は、保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われるよう、当該教育及び学習に携わる者に対し必要な支援を行うものとする。

(防災施策における男女平等の推進)

第20条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる局面において、男女平等の視点が確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(ポジティブ・アクション)

第21条 市は、第14条から前条までに定めるもののほか、社会のあらゆる分野における活動において、性別等による格差が生じていると認められる場合には、ポジティブ・アクションを講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女平等推進審議会

第22条 男女平等の推進について調査し、及び審議するため、審議会を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

(1) 推進計画の策定及び変更に関すること。

(2) 推進計画の実施状況の評価に関すること。

(3) 市が実施する男女平等の推進に関する施策又は男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情（以下「苦情」という。）の処理の在り方に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関すること。

- 3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女平等の推進のため必要があると認める事項について、市長

に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、男女平等の推進に関して優れた識見を有する者及び公募による市民のうちから、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。
- 5 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理

（苦情の申立て）

第23条 市民及び事業者等は、市に対して、苦情を申し立てることができる。

- 2 苦情の申立ての窓口は、センターに置く。
- 3 市は、苦情について、公正かつ適切に対応するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、苦情の申立てに関して必要な事項は、規則で定める。

（苦情処理委員会）

第24条 苦情について、公正かつ適切に対応するため、武蔵野市男女平等に関する苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）を設置する。

- 2 苦情処理委員会は、審議会の委員の中から市長が別に委嘱する委員3人以内をもって組織する。
- 3 苦情処理委員会の委員の任期は、審議会の委員の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 苦情処理委員会は、苦情の申立てに係る市の施策を実施する機関に対し、資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは是正その他の措置を講じるよう意見を述べることができる。
- 5 苦情処理委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 苦情処理委員会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところによる。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により策定された武蔵野市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により策定される推進計画となり、同一性をもって存続するものとする。

（様式 略）



○沿革

＜むさしのヒューマン・ネットワークセンター開設まで＞	
昭和60年4月	婦人行動計画関連事項の担当が市民活動課に決定
昭和60年10月～61年12月	婦人問題懇談会(第一期)設置
昭和61年12月	婦人問題懇談会(第一期)報告書提出
昭和62年	市役所各課での提言への取り組みの検討(現状、問題点、実施方法など)
昭和62年9月	婦人問題に関する意識調査実施
昭和62年6月～63年9月	婦人問題懇談会(第二期)設置
平成1年4月	児童婦人部児童婦人室婦人問題担当設置
平成1年10月	婦人問題関係者会議開催
平成2年5月	婦人関係施策について「市長と語る会」開催
平成2年9月	『武蔵野市女性行動計画』策定
平成3年2月	平成2年度女性関係行政推進会議開催
平成3年2月	女性行動計画推進市民会議発足(第一期)
平成3年2月	男女共同参画情報誌「まなこ」創刊(児童婦人室 婦人問題担当)
平成4年3月	女性行動計画推進市民会議報告書提出(第一期)
平成4年5月	平成4年度女性関係行政推進会議開催
平成4年7月	女性行動計画推進市民会議発足(第二期)
平成5年2月	武蔵野市女性問題に関する意識調査
平成5年9月	女性行動計画推進市民会議報告書提出(第二期)
平成6年3月	「むさしのヒューマン・プラザ」(仮称)基本構想検討委員会発足
平成6年5月	平成6年度女性関係行政推進会議開催
平成8年3月	「むさしのヒューマン・プラザ」(仮称)基本構想検討委員会報告書提出
平成8年5月	平成8年度女性関係行政推進会議
平成8年7月	女性行動計画推進市民会議発足(第三期)
平成9年1月	武蔵野市男女共同参画に関する意識調査実施
平成9年5月	平成9年度第1回女性関係行政推進会議
平成9年10月	女性行動計画推進市民会議報告書提出(第三期)
平成9年12月	平成9年度第2回女性関係行政推進会議
平成10年3月	『武蔵野市第二次女性行動計画』策定
平成10年5月	平成10年度第1回女性関係行政推進会議
平成10年6月	女性行動計画推進市民会議発足(第四期)

平成10年11月	むさしのヒューマン・ネットワークセンター開設(管理及び運営をむさしのヒューマン・ネットワークセンター運営協議会に委託)
<センター開設後>	
平成11年3月	「むさしのヒューマン・ネットワークセンターだより」創刊(運営協議会)
平成13年5月	ホームページ開設(運営協議会)
平成13年～14年	第五期武蔵野市女性行動計画推進市民会議設置
平成14年8月	武蔵野市男女共同参画に関する意識調査実施
平成15年1月	武蔵野市女性行動計画推進市民会議報告書(第五期)提出
平成16年4月	『武蔵野市男女共同参画計画』策定
平成17年8月	武蔵野市男女共同参画推進会議開催
平成18年8月	武蔵野市男女共同参画推進会議開催
平成19年8月～20年10月	武蔵野市男女共同参画推進市民会議設置
平成20年7月	武蔵野市男女共同参画に関する意識調査実施
平成20年11月	武蔵野市男女共同参画推進市民会議報告書提出
平成21年3月	『武蔵野市第二次男女共同参画計画』(平成21年～25年)策定
平成21年4月	センター長配置
平成21年5月	「条例を考える会」自主勉強会発足(運営協議会)
平成21年5月	「センターのこれからを考える会」自主勉強会発足(運営協議会)
平成21年7月	「センターだより」を「そよ風」に名称変更(運営協議会)
平成21年9月～22年9月	武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第二期)設置
平成22年4月	会議室利用の団体登録制実施(運営協議会)
平成22年7月	「協議会のあり方を考える検討会」自主勉強会発足(運営協議会)
平成22年11月	「新センターを検討する会」発足(運営協議会)
平成22年11月	武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第二期)意見書提出
平成23年9月～24年3月	武蔵野市男女共同参画推進市民会議(第三期)設置
平成24年4月	武蔵野市直営に移行
平成24年10月	武蔵野市男女共同参画推進委員会設置
平成24年11月	武蔵野市男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成25年2月	武蔵野市男女共同参画に関する職員意識調査実施
平成25年6月	男女共同参画フォーラム実施(第1回)
平成26年3月	『武蔵野市第三次男女共同参画計画』(平成26年～30年)を策定 (『武蔵野市配偶者暴力対策基本計画』を包含)

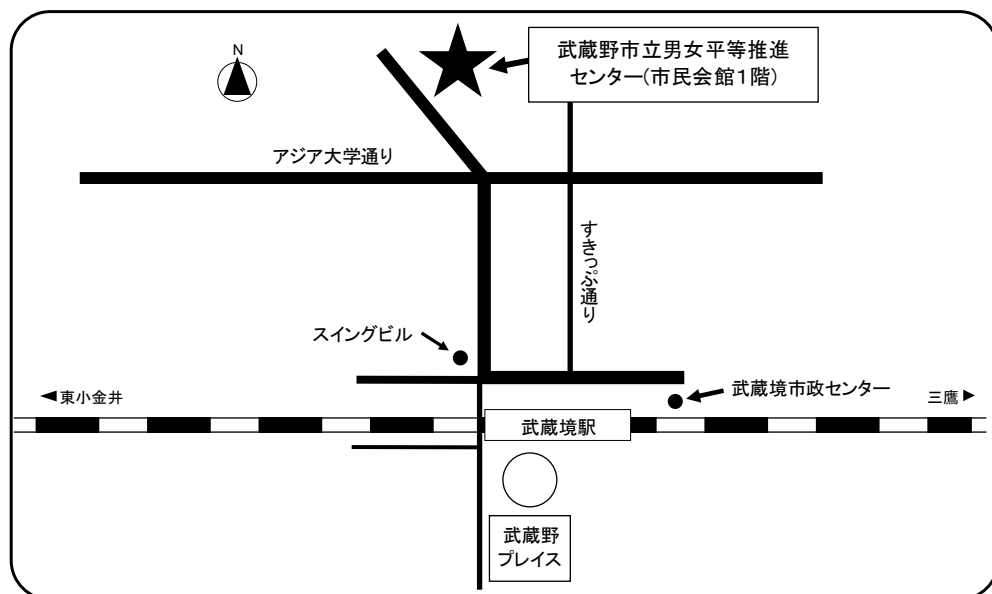
平成26年10月	平成26年度武蔵野市男女共同参画推進委員会設置(全4回)
平成27年10月	平成27年度武蔵野市男女共同参画推進委員会設置(全5回)
平成27年11月	武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会設置(全12回)
平成27年12月	武蔵野市立男女共同参画推進センター条例制定
平成28年10月	市民会館1階へ移転 名称を「武蔵野市立男女共同参画推進センター ヒューマンあい」に変更
平成28年11月	平成27年度武蔵野市男女共同参画推進委員会設置(全4回)
平成29年1月	女性総合相談を市民活動推進課市民相談係から男女平等推進センターに移行 男女平等推進センターで相談事業を開始
平成29年3月	男女共同参画センター ヒューマンあいだより そよ風」最終号(Vol.56)
平成29年4月	「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」施行
平成29年4月	「武蔵野市立男女平等推進センター ヒューマンあい」に名称変更
平成29年7月	男女平等推進情報誌「まなこ」100号『「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」ができました』発行(市民部 市民活動推進課 男女平等推進センター)
平成29年10月	武蔵野市男女平等に関する市民意識調査実施
平成29年11月～12月	男女平等に関する職員アンケート実施
平成30年4月	女性法律相談開始
平成31年3月	『武蔵野市第四次男女平等推進計画』(令和元年度～令和5年度)を策定 (『武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画』・『武蔵野市女性活躍推進計画』を包含)
令和元年10月	性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言 レインボー ムサシノシ宣言
令和元年10月	むさしのにじいろ電話相談(性的志向・性的自認)を毎月実施に充実

● 所在地案内

JR中央線・西武多摩川線「武蔵境」駅下車

nonowa口より徒歩5分

市民会館 1階





ヒューマンあいシンボルマーク



令和元年度事業概要

編集・発行: 武蔵野市市民部市民活動推進課
武蔵野市立男女平等推進センター ヒューマンあい

〒180-0022 武蔵野市境2-3-7 市民会館1階

Tel: 0422-37-3410

Facsimile: 0422-38-6239

Mail: danjo@city.musashino.lg.jp

HP: [武蔵野市 男女平等](#)

令和2年10月発行

